

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社手箱建設	代表者氏名	山本 周児
主たる営業所の所在地	高知県吾川郡いの町戸中 8 1 - 5		
許可番号	高知県知事許可 (般・特)第 676 号	許可を受けている 建設業の種類	土 建 と 管 鋼 ほ し 園 井 水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 28 年 2 月 16 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
有限会社手箱建設及び同社の従業員(現場代理人)は、同社の業務に関し、平成 27 年 2 月 20 日、吾川郡いの町寺川地内の平成 26 年度町道寺川線道路改良工事現場において、つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーンを使用する L 型擁壁の設置作業に関して、関係請負人の従業員に、移動式クレーンを用いさせて同作業を行うに当たり、同社が法令に基づき、講ずべき作業方法、移動式クレーンの転倒防止方法等についての指導を行わなければならなかったのにこれをせず、もって特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために必要な措置を講じなかった。			
この事実に対し両名は、平成 27 年 11 月 25 日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金 20 万円の略式命令を受け、平成 27 年 12 月 11 日に、その刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		